

各 位

会 社 名 ユナイテッド&コレクティブ株式会社
 代表者名 代表取締役社長 坂井 英也
 (コード：3557、東証グロース)
 問合せ先 管理本部長 畑中 俊哉
 (TEL. 03-6277-8088)

第7回新株予約権の第三者割当契約に係る変更覚書の締結に関するお知らせ

2022年7月15日開催の当社取締役会において、当社は、2021年2月8日に発行いたしました第7回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）につきまして、割当先である株式会社SBI証券との間で、下記の内容に関する変更及びその覚書締結を決議致しましたので、お知らせいたします。

当社は、今後、市場環境、株価動向等を勘案しながら、本新株予約権の行使価額見直しの検討等と併せ、今回の変更内容を活用し、財務・資本政策を検討・推進していく所存です。

記

(1) 銘柄名	ユナイテッド&コレクティブ株式会社第7回新株予約権
(2) 変更覚書の締結日	2022年7月15日
(3) 変更の概要	<p>本新株予約権の行使要請及び行使要請の撤回に関する条項追加とそれらに関連する変更を行いました。</p> <p>本変更覚書に基づき、当社は、割当先に対し、行使要請期間の初日から遡って5取引日前までに書面により通知をすることにより、当社株価動向等を勘案して当社の裁量で、本新株予約権につき、行使の要請（以下「行使要請」という。）を行うことができ、行使要請期間を決定することができます。また、1回の行使要請通知に定める行使要請個数は、100個以上の数（残存個数が100個未満の場合は当該残存個数）とします。</p> <p>割当先は、かかる行使要請を受けた場合、本新株予約権割当契約に従い、行使要請期間において、行使要請個数の全てにつき、本新株予約権を行使するよう最大限努力する義務を負います。</p> <p>また、当社は、行使要請を将来に向かって撤回することができます。行使要請の撤回は、当社株価動向等を勘案して当社の裁量により決定することができます。行使要請の撤回に際して、当社は割当先に対し、失効日から遡って1取引日前までに書面により行使要請の撤回に係る通知を行います。</p> <p>当社は、上記の行使要請又は行使要請の撤回に係る通知を行った場合には、その旨をプレスリリースにて開示いたします。</p>

なお、本新株予約権の詳細につきましては、2021年1月22日付「第三者割当による第6回新株予約権（行使価額修正条項、下限行使価額修正条項及び行使許可条項付）及び第7回新株予約権（行使許可条項付）の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

本リリースは、本新株予約権の発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、一切の投資勧誘又はそれに類似する行為のために作成されたものではありません。